

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 8 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年3月町田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「10万4,970円」を「10万4,530円」に改め、同項第2号中「5万6,950円」を「5万6,720円」に、「である場合」を「であるとき」に改め、同項第3号中「5万2,490円」を「5万2,270円」に改め、同項第4号中「2万8,480円」を「2万8,360円」に改める。

附則第9条の次に次の1条を加える。

（東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者に係る死亡の推定）

第9条の2 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が3月間分からない場合又はその者の死亡が3月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、遺族補償、葬祭補償及び障害補償年金差額一時金並びに第27条第1項の規定による補償の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は死亡したものと推定する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条第2項の改正規定は、平成23年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第12条第2項の規定は、同項の改正規定の施行の日以降に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

改正後	改正前
(介護補償) 第 12 条 略 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1 月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護補償に係る障がい(障がいの程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障がい。第 3 号において同じ。)が別表第 4 常時介護を要する状態の項に定める障がいのいずれかに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が <u>10 万 4,530 円</u> を超えるときは、<u>10 万 4,530 円</u>) (2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第 4 号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護を要する費用として支出された額が <u>5 万 6,720 円以下であるときに限る。</u>) <u>5 万 6,720 円</u> (3) 介護補償に係る障がい(障がいの程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障がい。第 3 号において同じ。)が別表第 4 随時介護を要する状態の項に定める障がいのいずれかに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が <u>5 万 2,270 円</u> を超えるときは、<u>5 万 2,270 円</u>)	(介護補償) 第 12 条 略 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1 月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護補償に係る障がい(障がいの程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障がい。第 3 号において同じ。)が別表第 4 常時介護を要する状態の項に定める障がいのいずれかに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が <u>10 万 4,970 円</u> を超えるときは、<u>10 万 4,970 円</u>) (2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第 4 号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護を要する費用として支出された額が <u>5 万 6,950 円以下である場合に限る。</u>) <u>5 万 6,950 円</u> (3) 介護補償に係る障がい(障がいの程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障がい。第 3 号において同じ。)が別表第 4 随時介護を要する状態の項に定める障がいのいずれかに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が <u>5 万 2,490 円</u> を超えるときは、<u>5 万 2,490 円</u>)

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
<u>四)</u> (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>2万8,360円</u>以下であるときに限る。) <u>2万8,360円</u> 附 則 <u>(東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者に係る死亡の推定)</u> <u>第9条の2 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が3月間分からない場合又はその者の死亡が3月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、遺族補償、葬祭補償及び障害補償年金差額一時金並びに第27条第1項の規定による補償の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は死亡したものと推定する。</u>	<u>四)</u> (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>2万8,480円</u>以下であるときに限る。) <u>2万8,480円</u> 附 則